

総務政策常任委員会資料

令和元年12月5日～6日

総 務 部

目 次

1 予算議案

- (1) 令和元年度11月補正予算案の概要 1
議案第1号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概要
- (2) 総務部の令和元年度11月補正予算案
 - 総務部歳出予算課別集計表 4
 - 補正予算説明資料 5
 - 繰越明許費補正（追加） 6

2 特別議案

- (1) 議案第4号
 - 宮崎県税条例の一部を改正する条例 7
- (2) 議案第8号
 - 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 8
- (3) 議案第9号
 - 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 10
- (4) 議案第11号
 - 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 11
- (5) 議案第13号
 - 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 . . . 12
- (6) 議案第27号
 - 当せん金付証票の発売について 14

3 その他報告事項

- (1) 防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置について 16
- (2) 宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について 18
- (3) 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につ
いて（議案第13号関連） 22
- (4) 宮崎県総合防災訓練の実施状況について 24

令和元年度11月補正予算案の概要

議案第1号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）の概要

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 8億3,743万2千円

です。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金 1億5,746万5千円

繰 入 金 2億 246万7千円

県 債 4億7,750万円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,131億2,605万4千円となります。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総務費	44,316,885	621,697	44,938,582
民生費	91,887,312	1,981	91,889,293
衛生費	19,939,333	2,207	19,941,540
農林水産業費	56,837,298	211,547	57,048,845
一般会計合計	612,288,622	837,432	613,126,054

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総括

(単位：千円、%)

款 別	令和元年度				平成30年度	
	補正前の額	11月			11月現計	
		今回補正額	補正後	構成比	予算額	構成比
自主財源	238,752,237	202,467	238,954,704	39.0	243,418,292	40.9
県税	100,150,000	0	100,150,000	16.3	98,970,000	16.6
地方消費税 清算金	42,475,838	0	42,475,838	6.9	42,067,948	7.1
分担金及び 負担金	1,998,214	0	1,998,214	0.3	2,531,942	0.4
使用料及び 手数料	10,061,698	0	10,061,698	1.6	10,111,063	1.7
財産収入	881,838	0	881,838	0.1	896,442	0.2
寄附金	125,812	0	125,812	0.0	116,237	0.0
繰入金	31,536,242	202,467	31,738,709	5.2	31,548,861	5.3
繰越金	6,170,493	0	6,170,493	1.0	6,600,408	1.1
諸収入	45,352,102	0	45,352,102	7.4	50,575,391	8.5
依存財源	373,536,385	634,965	374,171,350	61.0	351,801,109	59.1
地方譲与税	20,149,000	0	20,149,000	3.3	19,102,000	3.2
地方特例 交付金	549,000	0	549,000	0.1	426,000	0.1
地方交付税	182,005,000	0	182,005,000	29.7	177,288,000	29.8
交通安全対策 特別交付金	494,000	0	494,000	0.1	516,000	0.1
国庫支出金	97,898,485	157,465	98,055,950	16.0	89,177,509	15.0
県債	72,440,900	477,500	72,918,400	11.9	65,291,600	11.0
歳入合計	612,288,622	837,432	613,126,054	100.0	595,219,401	100.0

(注) 構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	1 1 月補正	補正後予算額	説 明
繰 入 金	31,536,242	202,467	31,738,709	◎基金繰入金 202,467 ○財政調整積立金繰入金 49,169 ○県有施設維持整備基金繰入金 153,298
国庫支出金	97,898,485	157,465	98,055,950	◎国庫負担金 26,976 ○農林水産業費国庫負担金 26,976 ・林道開設費 ◎国庫補助金 130,489 ○民生費国庫補助金 1,981 ・認定こども園施設整備交付金 ○衛生費国庫補助金 2,207 ・救急医療対策費 ○農林水産業費国庫補助金 126,301 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
県 債	72,440,900	477,500	72,918,400	◎県債 477,500 ○総務債 459,500 ・防災拠点庁舎整備事業費 ○農林水産業債 18,000 ・林道事業費
【 合 計 】	612,288,622	837,432	613,126,054	

令和元年度 11月補正予算案

○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号関係)

(一般会計)

(単位:千円)

会計名	課名	令和元年度			平成30年度	
		補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	総務課	289,385	0	289,385	270,098	258,275
	人事課	4,740,911	0	4,740,911	5,153,982	4,755,520
	財政課	90,096,790	0	90,096,790	83,931,016	100,876,287
	財産総合管理課	9,569,527	612,798	10,182,325	5,301,472	5,233,133
	税務課	45,725,606	0	45,725,606	44,890,464	45,619,964
	市町村課	2,504,564	0	2,504,564	2,193,618	2,044,287
	総務事務センター	737,847	0	737,847	729,091	720,322
	危機管理課	1,230,893	0	1,230,893	656,161	677,179
	消防保安課	909,190	0	909,190	670,097	667,797
	計	155,804,713	612,798	156,417,511	143,795,999	160,852,764

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	113,662,944	0	113,662,944	99,912,372	99,848,901
------	-----	-------------	---	-------------	------------	------------

(一般会計+特別会計)

総務部 合計		269,467,657	612,798	270,080,455	243,708,371	260,701,665
--------	--	-------------	---------	-------------	-------------	-------------

令和元年度 11月補正予算説明資料

(総務部)

事業名	防災拠点庁舎整備事業 (防災拠点庁舎建設事業)								
新規・既定の別	新規・ 既定	担当所属	財産総合管理課						
<p>1 補正額 612,798千円</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現計予算額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,842,135</td> <td style="text-align: center;">612,798</td> <td style="text-align: center;">8,454,933</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 財源：繰入金（県有施設維持整備基金）153,298千円、県債459,500千円</p> <p>2 補正の理由</p> <p style="margin-left: 20px;">インフレスライド対応等に伴う補正</p> <p>(1) 工事費増 601,775千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフレスライド対応 464,000千円 ・ 設計内容の変更 137,775千円 <p>(2) 諸経費増 11,023千円</p>				現計予算額	補正額	補正後予算額	7,842,135	612,798	8,454,933
現計予算額	補正額	補正後予算額							
7,842,135	612,798	8,454,933							

○ 繰越明許費補正

(議案第1号関係)

1 追加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	防災拠点庁舎整備事業	千円 5,454,152

《令和元年11月定例県議会提出議案（議案第1号～第31号） 4ページから抜粋》

＜防災拠点庁舎整備＞

1 本体工事工期

変更前：平成29年12月13日から令和2年3月31日まで

変更後：平成29年12月13日から令和2年7月9日まで

2 工事スケジュール

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
防災拠点庁舎本体工事		←————→	←————→	8月
5号館改修工事			←————→	供用開始

※ 実線 ←————→ は変更前、点線 ←- - - -> は変更後

宮崎県税条例の一部を改正する条例

税 務 課

1 改正の理由

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称が改正されたこと等に
伴い、宮崎県税条例の関係条項の改正を行う。

2 改正の内容

自動車税種別割の徴収の方法の特例（第62条の4）について、

- (1) 自動車の新規登録の電子申請手続の根拠法が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称変更されたこと及び条ずれに伴う改正を行う。
- (2) 地方税法等の改正に伴い、地方税法の表現に合わせた条文の改正等所要の改正を行う。

3 施行期日

2(1)については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、2(2)については公布の日から施行する。

議案第 8 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

消防保安課

1 改正理由

電子申請手続きの根拠となる「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称が改正されたことによる。

2 改正の内容

別表第2の50項について、受験願書の電子申請手続きの根拠となる法律の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正され、また、根拠条文の条ずれが生じたため、引用法律の名称等について所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

宮崎県使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
手数料	製造保安責任者は販売主任者試験手数料	区	製造保安責任者試験
分	乙種化学責任者免状に係るもの	分	乙種化学責任者免状に係るもの
単位	1件につき	単位	1件につき
金額	9,300円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定によりする電子情報処理装置を使用し提出する「電子情報処理装置により受検する場(以下「電子情報処理装置により受検する場」という。)においては、8,800円)	金額	9,300円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理装置を使用し提出する「電子情報処理装置により受検する場(以下「電子情報処理装置により受検する場」という。)においては、8,800円)
備考		備考	
	[略]		[略]

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

平成31年4月の民間給与との較差や国の人事院勧告の内容等を踏まえ、人事委員会から職員の給与に関する勧告等があったことから、給料表及び諸手当の改定を行うものである。

2 改正の内容

人事委員会勧告に基づき、月例給を0.11%引き上げる。

(1) 給料表

各給料表を国に準じて改定する。

(2) 住居手当

人事院勧告の改定内容に準じて、手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に4,000円引き上げ、最高支給限度額を27,000円から28,000円に1,000円引き上げる。

なお、この手当の改定に伴い、支給月額が1,000円を超えて減額となる職員については、経過措置として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、改定前の手当額から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

3 改正を要する条例

(1) 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第40号）

(2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年条例第4号）

(3) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年条例第28号）

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第1号）

(5) 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第22号）

4 施行期日

公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用する。

ただし、住居手当の改定については、令和2年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

地方公務員法の改正等に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削除する等、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 改正前の地方公務員法第16条第1号を引用している条文の改正
- (2) その他関係法の改正に伴う引用条項及び文言の改正

3 改正を要する条例

- (1) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第44号）
- (2) 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第40号）
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年条例第4号）
- (4) 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年条例第36号）
- (5) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年条例第28号）
- (6) 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年条例第46号）
- (7) 知事等の退職手当に関する条例（昭和46年条例第48号）
- (8) 教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第36号）
- (9) 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年条例第21号）
- (10) 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第22号）

4 施行期日

一部の規定を除き、令和元年12月14日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防保安課

1 改正理由

「火薬類取締法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）」に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務処理を希望する市町に移譲を行うものである。

2 改正の内容

(1) 火薬類取締法について

宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表 1 の 4 に規定する火薬類取締法関係の 8 つの事務（煙火の消費許可等）の移譲市町村に、日向市、門川町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町を追加する。

(2) 液化石油ガス法について

宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表 1 の 8 に規定する液化石油ガス法関係の 6 つの事務（液化石油ガス設備工事届の受理等）の移譲市町村に、小林市、えびの市及び高原町を追加する。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
事	市 町 村	事	市 町 村
1の4 火薬類取締法による次の事務（火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。） (1) 第25条第1項の規定による許可に関すること。 (2) 第25条第3項の規定による許可の取消しに関すること。 (3) 第43条第1項の規定による立入検査等に関すること。 (4) 第45条の規定による緊急措置に関すること。 (5) 第46条第2項の規定による報告の徴収に関すること。 (6) 第47条の規定による指示に関すること。 (7) 第52条第1項の規定による意見の聴取に関すること。 (8) 第52条第2項の規定による通報に関すること。	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町	1の4 [略]	各市町村（宮崎市及び三股町を除く。）
1の8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）による次の事務 (1) 第16条の2第2項の規定による命令((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (2) 第35条の5の規定による命令((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (3) 第38条の3の規定による届出の受理に関すること。 (4) 第82条第1項の規定による報告の徴収((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (5) 第83条第3項の規定による立入検査等((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。 (6) 第87条第1項の規定による通報((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、串間市及び西都市	1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市及び高原町

当せん金付証票の発売について

財 政 課

1 提案の理由

令和2年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売額を定めることについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものである。

2 発売金額

100億円以内

3 参 考

令和元年度の議決額 100億円以内

防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置について

財産総合管理課

1 基本的な考え方

- ① 執務環境の改善 ② コンパクトな移動 ③ 庁舎の有効活用

2 現状と再配置後

庁舎名	現状	再配置後(令和2年8月以降)
本館	総合政策部 (人権同和对策課を除く) 総務部 (総務事務センター、危機管理局を除く)	総合政策部 (生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和对策課を除く) 総務部 (財政課査定担当、総務事務センター、危機管理局を除く)
1号館	総務部 (総務事務センター、危機管理局) 農政水産部 県土整備部 会計管理局	総合政策部 (生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課) 総務部 (財政課査定担当、総務事務センター) 農政水産部 議会事務局(執務室等) 会計管理局
議会棟	議会事務局	議会事務局(会派控室等)
3号館	福祉保健部 病院局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	教育庁 人事委員会事務局 労働委員会事務局
4号館	教育庁 出先機関 (宮崎県税、宮崎土木、中部農林)	監査事務局 出先機関 (宮崎県税、宮崎土木、中部農林)
7号館	環境森林部	環境森林部
8号館	商工観光労働部 総合政策部 (人権同和对策課)	商工観光労働部 総合政策部 (人権同和对策課)
防災庁舎		総務部 (危機管理局、自治学院) 福祉保健部 県土整備部 病院局
企業局(2階)	自治学院 監査事務局	

※ 下線は移動(フロア移動を含む)がある部局等。

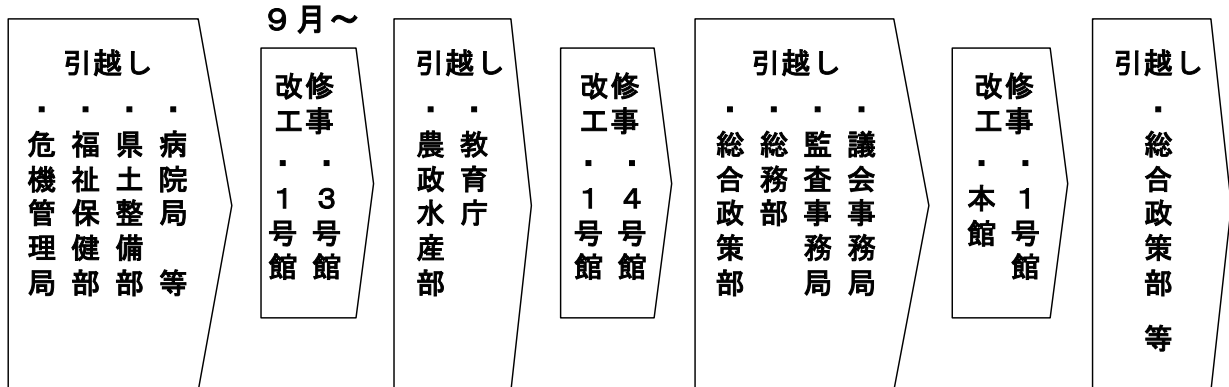
3 再配置による効果等

- ① ひとり当たりの執務スペースの拡充
- ② 更衣室・ロッカースペースの充実
- ③ 共用会議室の充実
- ④ 1号館、4号館に休養室を新設
- ⑤ 執務室の分断の解消・同一フロア化等

4 今後の予定

- ・ 令和2年8月 防災庁舎への引越し
- ・ 令和2年9月以降 1号館、3号館等の改修・引越しを順次行う。

令和2年8月



宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について

税 務 課

1 産業廃棄物税条例について

- (1) 平成17年4月から、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進等の施策に要する費用に充てるため、九州一斉に産業廃棄物税を導入
- (2) 条例により、5年を目途に検討を行うとしているため、平成21年度及び平成26年度に検討を行い、所要の条例改正の上、税制を継続
- (3) 更に5年が経過することから、今年度中に検討

2 検討結果の概要

循環型社会の形成を更に促進するため、次の理由により今後も産業廃棄物税を継続したい。

- (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進等が概ね順調に進むなど一定の効果が見られるものの、再生利用率の更なる向上を図る必要があること。
- (2) 九州各県においても産業廃棄物税を継続する方向であること。

3 今後の方針等について

今議会における環境農林水産常任委員会への報告結果を受け、条例改正案を令和2年2月議会に上程予定

1 宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について

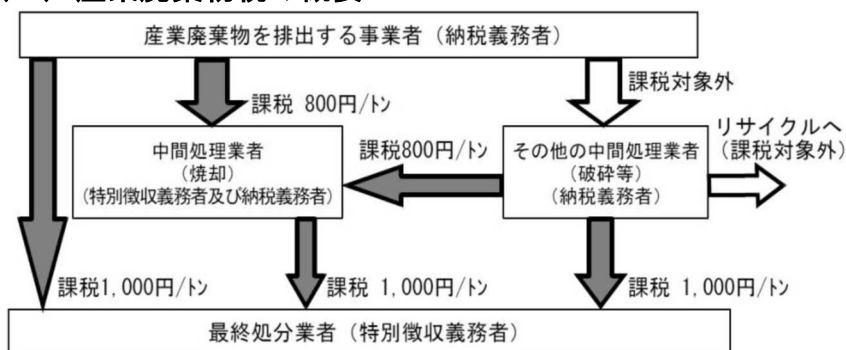
循環社会推進課

(1) 税の目的と課税継続の検討

循環型社会の形成に向け、九州各県で共同し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を導入することとし、平成 17 年 4 月から同時に産業廃棄物税条例を施行している（本県では、宮崎県産業廃棄物税条例。以下「条例」という。）。

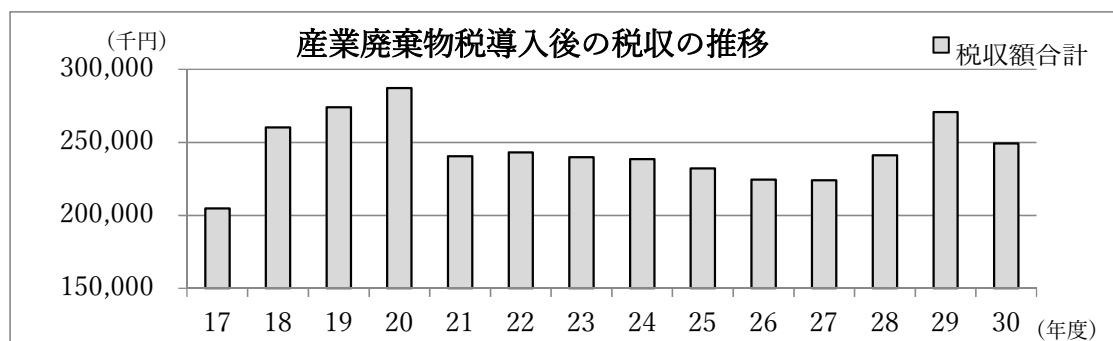
平成 26 年度の条例附則改正により、施行から 5 年後に当たる今年度、廃棄物の排出抑制等の効果を検証し、令和 2 年度以降の産業廃棄物税の課税継続等について検討した。

(2) 産業廃棄物税の概要



※ 徴収された産業廃棄物税は、徴税に要する経費を除き産業廃棄物税基金に積み立てられ、事業の財源に充てる際に基金を取り崩す。

(3) 税収の状況（調定額）



(4) 税収の使途

平成30年度までに約29億415万円を事業費に充て、令和元年度は32事業に約2億9千万円を充てることとしている（主な充当事業は下表のとおり）。

なお、平成30年度末の基金残高は 3億5,292万円である。

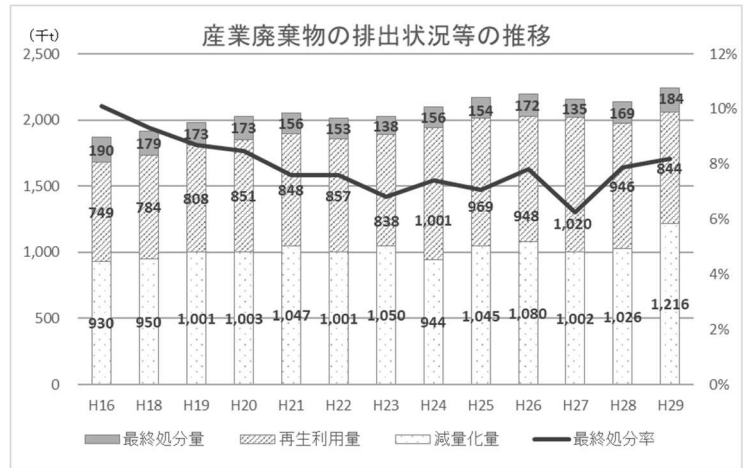
事業名	予算額 (千円)	事業内容
循環型社会推進総合対策事業	57,025	県民や事業者の環境意識を高める啓発活動や、排出事業者や処理業者のリサイクル施設整備費補助等。
廃棄物不適正処理防止対策強化事業	62,617	廃棄物監視員 18 名を保健所等に配置し、不法投棄防止を図る。
環境イノベーション支援事業	20,974	産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、産学官共同研究グループが行う可能性調査や技術開発を総合的に支援する。

(5) 産業廃棄物税導入後の効果と課題

① 最終処分量の減少

排出量は増加傾向。最終処分量は減少傾向だが、景気や熊本地震の影響により、平成 28 年度以降増加に転じた。

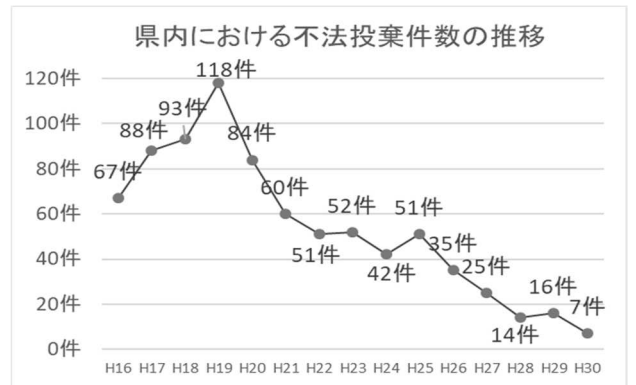
排出量に占める最終処分量の割合が産廃税導入前(平成 16 年度)より低く推移していることから、課税により一定の効果があると考えられる。



② 不法投棄件数の減少

平成 20 年度以降減少傾向にある。

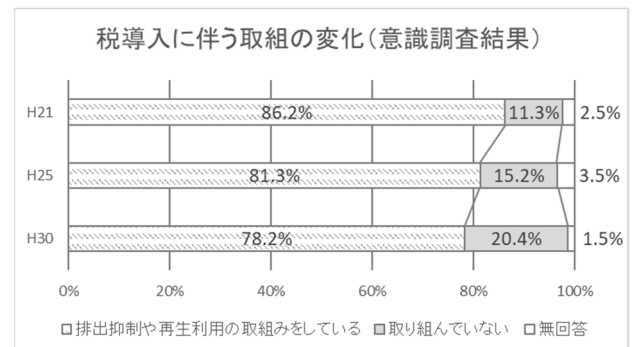
産業廃棄物税を財源とする監視指導体制の充実や各種啓発、環境教育等により一定の効果があると考えられる。



③ 排出事業者の意識

排出事業者 1,000 社(回答 440 社)に産業廃棄物税に関する意識調査を実施。排出抑制や再生利用に取り組んでいる事業所の割合は、平成 25 年度と比較すると-3.1%となった。

排出事業者に対する意識啓発が課題である。



(6) 今後の方針等

① 検討結果

産業廃棄物税の導入により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進が概ね順調に進んでおり、一定の効果がみられるが、再生利用率をさらに向上させるため、事業者の支援や排出事業者の啓発等が必要である。

また、九州各県においても産業廃棄物税の課税を継続する方向であり、本県においても継続することとしたい。

なお、前回と同様、5年後に再度効果を検証・検討することとする。

② その他

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会(産業廃棄物税の特別徴収義務者の一部が所属する団体)との意見交換会を令和元年 10 月 8 日に開催した。産業廃棄物税基金の活用方法について様々な要望が挙げられたものの、産業廃棄物税の課税を継続することについて理解は得られている。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 について

市町村課

1 改正の理由

- (1) 知事の権限に属する事務について、その取扱いを希望する市町村に移譲するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」（以下「特例条例」という。）を定めている。
- (2) 今回の改正は、火薬類取締法等に基づく事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正を行うものである。
- (3) なお、内容については、各部局において常任委員会へ説明する。

2 改正の概要

関係部局 (所管課)	関係法令	改正の主な内容	施行期日
総務部 危機管理局 (消防保安課)	火薬類取締法	煙火の消費許可等に関する事務 (移譲団体：日向市、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	令和 2 年 4 月 1 日
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの設備工事届の受理等に関する事務 (移譲団体：小林市、えびの市、高原町)	令和 2 年 4 月 1 日
福祉保健部 (障がい福祉課)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障がい者の措置入院等に関する事務(移譲団体：宮崎市)	令和 2 年 4 月 1 日

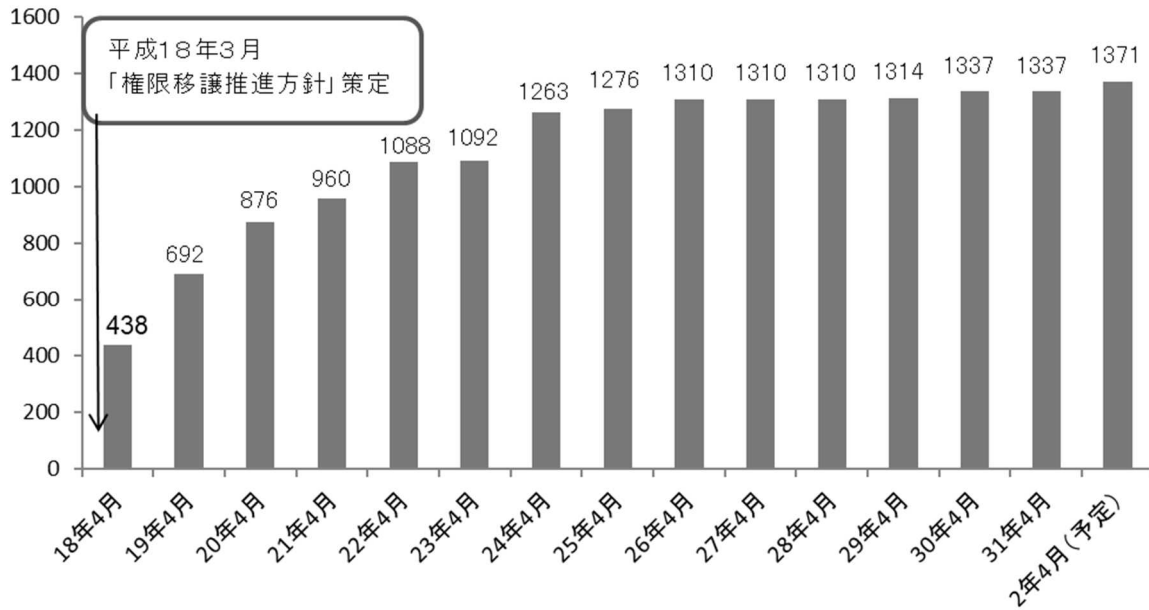
3 その他

「卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例」の附則において特例条例の一部を改正する。

関係部局 (所管課)	関係法令	改正の主な内容	施行期日
農政水産部 (農業連携推進課)	卸売市場法 卸売市場法施行条例 等	卸売市場法の改正及び卸売市場法施行条例等の廃止に伴い、引用する関係規定を改正	令和 2 年 6 月 21 日

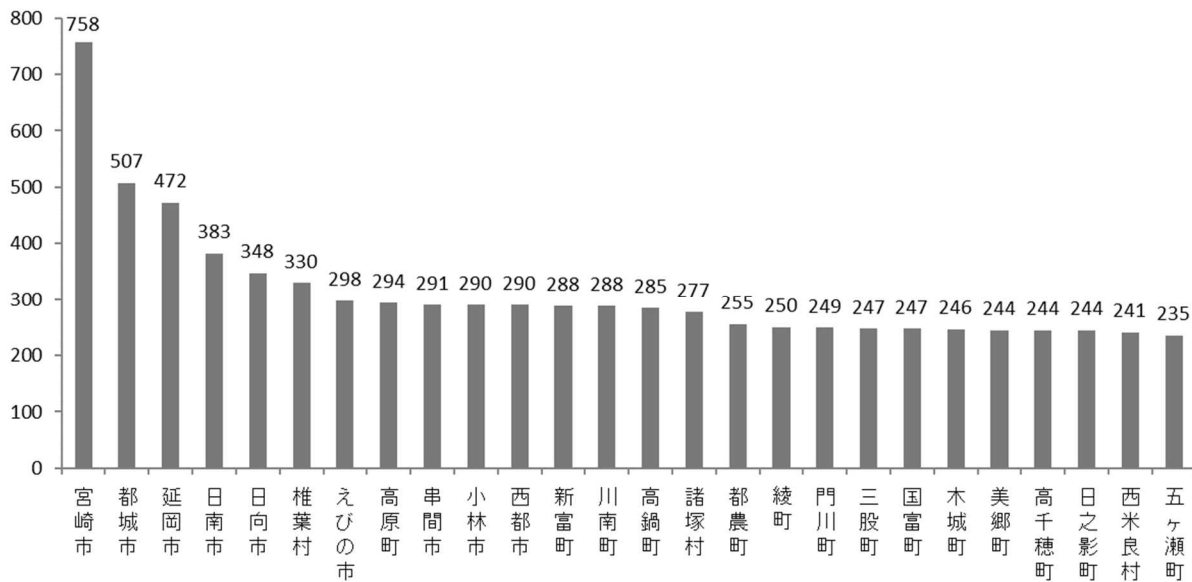
【参 考】

1 移譲事務数の推移



※ 移譲事務数は、市町村へ移譲した事務数の累計。

2 市町村別移譲事務数（改正条例施行後（R2.4.1））



※ 移譲事務数は、中核市、保健所設置市等として、法令で移譲されているものを除く。

宮崎県総合防災訓練の実施状況について

危機管理課

1 実施概要

(1) 日時

令和元年11月9日(土) 午前9時～正午

令和元年11月10日(日) 午前8時30分～正午

(2) 訓練会場

宮崎県庁、高原町総合運動公園ほか(詳細は別紙のとおり)

(3) 被害想定

地震、風水害、火山噴火による人的・物的被害

(4) 参加機関・人員

国、県、各市町、自衛隊、警察、消防、協定締結機関、企業等 合計124機関 約2,100人

2 訓練の主な成果

今年度は、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び九州・沖縄地区DMAT実動訓練との同時開催とし、事前準備から訓練実施に至るまでの議論を通じて、訓練参加機関との「顔の見える関係」を構築するとともに、それぞれの持つ知見を生かしながら連携した訓練を実施することができた。

(1) 避難訓練・避難所運営訓練

- ・ 近隣市町間の広域避難を想定し、民間バスを活用して広域避難を実施する場合の手順や役割分担について確認
- ・ 防災関係機関による避難所運営講習の実施により、地域住民の防災意識を啓発

(2) 本部運営訓練

- ・ 県から防災関係機関への要請、報告などの情報伝達体制や広域応援部隊の受入体制等について確認
- ・ 高原町へ連絡員を派遣し、災害対策本部及び支部の情報収集体制について確認

(3) 交通の確保訓練

- ・ 関係機関による道路啓開、放置車両撤去の流れについて確認

(4) 救助・救急、消防活動、災害医療活動訓練

- ・ 警察や消防、自衛隊などが救助活動における各機関の役割や連携について確認
- ・ 被災現場での救護活動や災害拠点病院での傷病者の受入を行いつつ、重篤な患者を被災地域外へ搬送する流れを確認

(5) 物資調達、燃料供給訓練

- ・ 国が供給する物資の広域物資輸送拠点から避難所までの輸送の流れを確認
- ・ 緊急車両への優先給油や重要施設への電源及び燃料供給の流れを確認

(6) その他

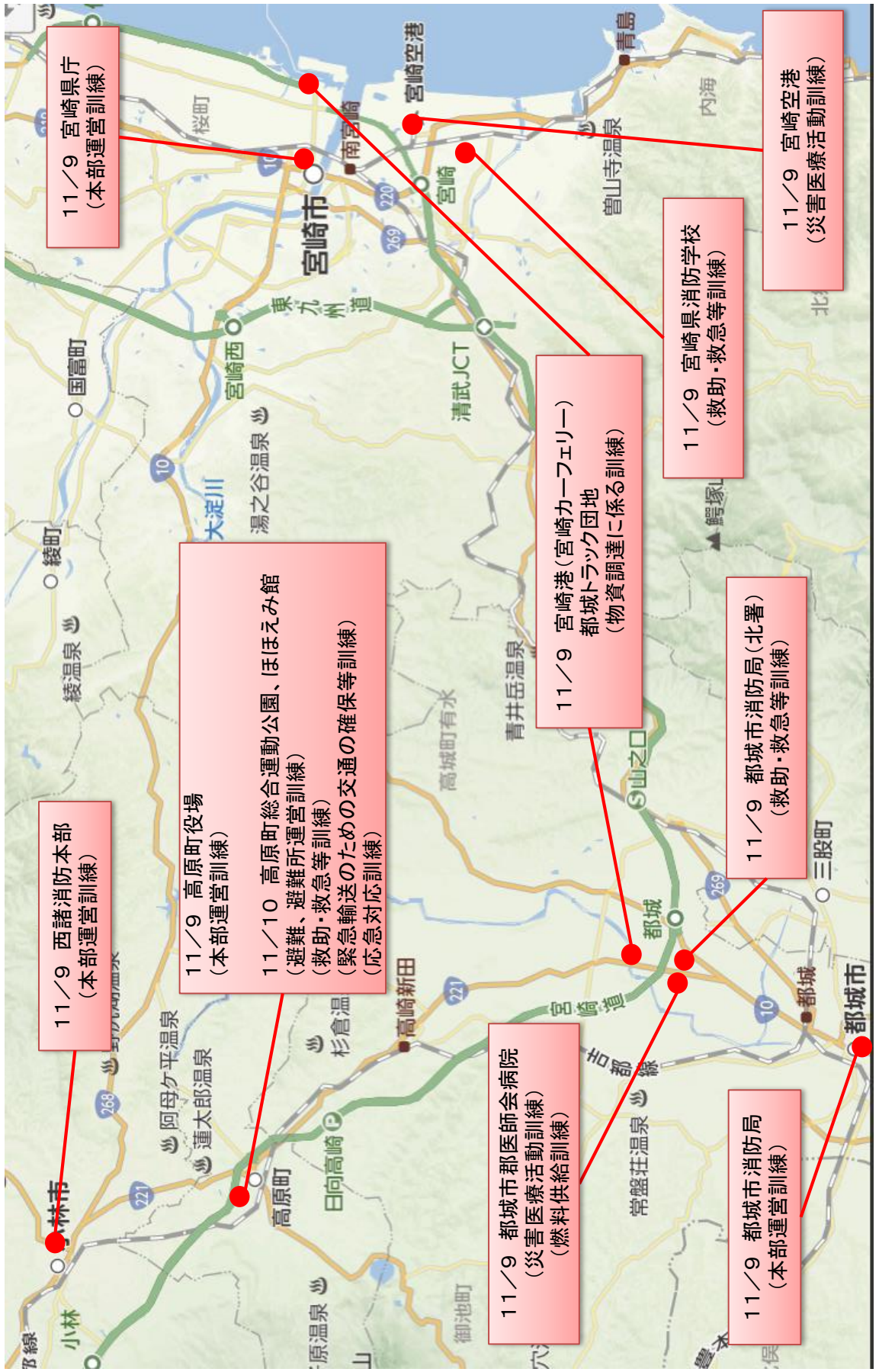
- ・ 犠牲者を想定した死体検案訓練、民間ドローンによる情報収集・提供訓練等により、各種災害対応力を向上
- ・ 防災関係機関の活動内容を紹介するパネル、資機材及び車両等の防災展示を行い、県民の防災意識を啓発

3 課題の検討

訓練参加機関による検討会を12月20日に実施し、改善策等について次年度の訓練に反映

令和元年度宮崎県総合防災訓練等の主な会場

別紙



令和元年度宮崎県総合防災訓練の実施状況

(1) 避難訓練・避難所運営訓練



民間バスでの住民移送



避難所での健康状態確認

(2) 本部運営訓練



要員による情報収集、伝達



広域応援部隊等の受入、情報共有

(3) 交通の確保訓練



放置車両撤去



道路啓開

(4) 救助・救急、消防活動、災害医療活動訓練



埋没家屋、横転車両からの救助



救護所での負傷者の受入

(5) 物資調達、燃料供給訓練



支援物資輸送



電源車への燃料供給

(6) その他



死体検案訓練



防災展示